

さざんか商品券利用終了に伴う払い戻しのご案内

長い間ご利用いただきました亘理商工協同組合発行のさざんか商品券は
令和3年12月15日(水)をもって利用終了となりました。

これに伴い、該当未使用商品券については、「資金決済に関する法律第20条1項」の規程に基づき、1枚につき500円を現金にて払い戻しいたします。下記のさざんか商品券をお持ちの方は、お申し出期限内にお手続きを行っていただくようご案内申し上げます。



払い戻の対象となるさざんか商品券

■ お申し出・払い戻し期間

令和3年12月16日(木)～令和4年2月17日(木)まで

(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

受付時間：午前9時～午後4時

※この期間内にお申し出がない場合は、払い戻しのお手続きができなくなりますので十分にご注意ください。

■ お申し出・払い戻しの方法

亘理山元商工会窓口にて現金による払い戻しをいたします。

お手持ちの未使用さざんか商品券と印鑑をお持ちの上、下記払戻場所にお越しください。

商工会窓口においてあります「払戻請求兼受領書」に必要事項をご記入いただければ、額面分を現金にてお受け取りいただけます。

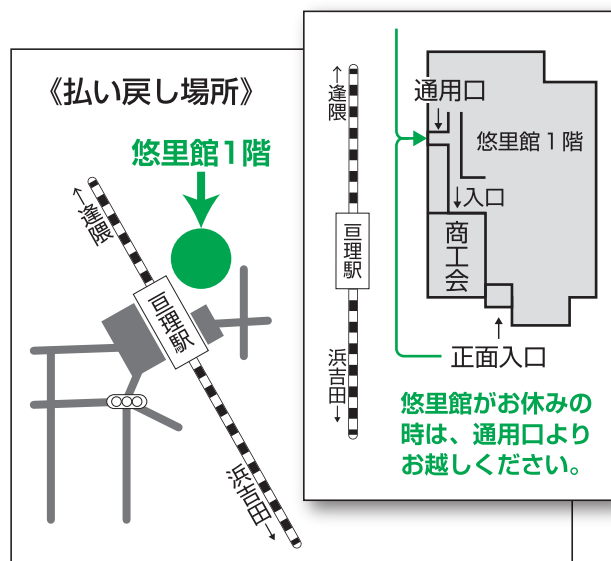
■ 払い戻しができない場合

- ・さざんか商品券が偽造又は変造されたもの
- ・毀損が著しく判別できないもの
- ・3分の1以上が滅失しているもの
- ・その他「払戻請求兼受領書」に不備がある場合

■ 払い戻し場所

亘理山元商工会 (亘理町字西郷140 悠里館1階)

※毎週月曜日、最終金曜日など悠里館がお休みの時は、悠里館西側(通路側)にあります通用口よりお越しください。



お問合せ
・払い戻場所

亘理商工協同組合(事務局:亘理山元商工会)

亘理町字西郷140 悠里館1階

☎0223-34-3121 (平日 8:30～17:00)